

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
001	令和6年4月1日	京都市総合教育センター 新研修・学習ポータルサイト保守運用業務	13,860,000		13,860,000	教育委員会事務局 総合教育センター 研修課	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和6年6月3日	歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック(19版)	6,137,560		6,137,560	教育委員会事務局 生涯学習部学校地域 協働推進担当	京都新聞企画事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品		
003	令和6年4月1日	令和6年度京都市立学校(園)の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託(環境衛生)	10,676,000		10,676,000	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	京都市学校薬剤師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和6年4月1日	京都市立幼稚園・学校 園児・児童・生徒検尿検査(南区・左京区・東山区・山科区・伏見区)	予定 総額 26,026,000		26,026,000	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	株式会社保健科学西日本	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
005	令和6年4月1日	令和6年度 京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託	予定 総額 39,597,481		39,597,481	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和6年4月1日	学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託	6,784,000		6,784,000	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	京都市学校保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和6年4月1日	令和6年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務	37,239,204		37,239,204	教育委員会事務局 花背山の家事業課	株式会社花背山の家協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和6年4月1日	電力の供給	予定 総額 18,868,437		18,868,437	教育委員会事務局 青少年科学センター	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
009	令和6年4月1日	都市ガスの供給	予定 総額 12,486,946		12,486,946	教育委員会事務局 青少年科学センター	大阪瓦斯株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品		
010	令和6年9月13日	京都市岩倉図書館整備工事 ただし、空調設備改修工事	7,040,000		7,040,000	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	新晃アトモス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事		
011	令和6年4月1日	令和6年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託	1,568,930,000		1,568,930,000	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	公益財団法人京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和6年4月1日	醍醐中央図書館管理委託	5,152,620		5,152,620	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	株式会社長谷工コミュニティ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和6年4月1日	京都市立京都北小中学校スクールバス運行管理等業務委託	19,600,000		19,600,000	教育委員会事務局 総務部調査課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
014	令和6年5月20日	京都市就学援助システムの標準準拠システム構築に伴う次期システムへのデータ移行支援業務(令和6年度データ抽出作業)	5,720,000		5,720,000	教育委員会事務局 総務部調査課	ワールドビジネスセンター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
015	令和6年4月26日	(各課単価契約)京都市立学校・園等産業廃棄物及び大型一般廃棄物等収集運搬 ただし西京区	予定 総額 5,695,140		5,695,140	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	テックス・カンボ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
016	令和6年4月1日	令和6年度教育基盤システム等運用業務委託	86,103,600		86,103,600	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
017	令和6年4月1日	LTEデータ通信回線サービス提供業務	64,800,000		64,800,000	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
018	令和6年4月1日	京都市学習eポータルアカウント運用業務委託	16,390,000		16,390,000	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
019	令和6年4月1日	令和6年度光京都ネットGIGAスクールサービス提供に係る個別契約について	83,970,612		83,970,612	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	光京都ネットGIGAスクールサービス提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
020	令和6年4月1日	京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約	21,489,600		21,489,600	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
021	令和6年4月1日	教職員庶務システム令和6年度税制改正(定額減税)に係るシステム改修	31,734,670		31,734,670	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	教職員人給庶務システム令和6年度税制改正に係る改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
022	令和6年7月10日	教職員人給庶務システム児童手当連携機能追加に係る改修	5,211,800		5,211,800	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	教職員人給庶務システム児童手当連携機能追加に係る改修業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
023	令和6年4月10日	京都市立西総合支援学校施設整備工事設計業務委託ただし、設計意図伝達等業務委託	5,830,000		5,830,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社内藤建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	工事		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
024	令和6年4月16日	京都市立西京高等学校整備工事ただし、昇降機設備改修（その2）工事	78,760,000		78,760,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	日本オーチス・エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
025	令和6年8月20日	京都市立学校洋式トイレ整備に係る現況調査に係る業務委託	48,070,000		48,070,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社綜企画設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
026	令和6年6月28日	京都市立学校空調設備整備PFI手法導入可能性調査及び実施支援業務委託	9,900,000		9,900,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	有限責任監査法人トーマツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
027	令和6年6月12日	京都市立洛北中学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務委託	14,388,000		14,388,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社三宅建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
028	令和6年4月1日	小栗橋中学校区小中一貫教育校施設整備工事及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う木材製造請負業務	26,956,600		26,956,600	教育委員会事務局 教育環境整備室	京都府木材協同組合連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
029	令和6年4月18日	京都市立学校の校舎長寿命化事業に係る基本計画策定業務委託	45,540,000		45,540,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社コム・キューブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
030	令和6年6月18日	京都市立嵯峨野小学校整備工事 ただし、北校舎等長寿命化事業空調衛生設備改修工事	76,118,900		76,118,900	教育委員会事務局 教育環境整備室	三和管工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
031	令和6年7月18日	京都市立白河総合支援学校校舎等長寿命化改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託	48,400,000		48,400,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社中村設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
032	令和6年4月4日	京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託	11,000,000		20,900,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社林建築設計事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
033	令和6年4月1日	電力の供給（京都市立京都御池中学校・複合施設）	予定 総額	18,767,469	18,767,469	教育委員会事務局 教育環境整備室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	物品			
034	令和5年8月8日	京都市立西京高等学校整備工事ただし、昇降機設備改修（その1）工事	37,290,000		37,290,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	日本オーチス・エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	工事			
035	令和6年4月1日	学校・保護者間連絡サービス提供業務	36,511,200		36,511,200	教育委員会事務局 指導部学校指導課	バイザー株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
036	令和6年4月1日	採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービス提供業務	8,019,000		8,019,000	教育委員会事務局 指導部学校指導課	株式会社シンプルエデュケーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
037	令和6年4月1日	個別学習向けデジタルドリル等教育系クラウドサービス提供業務委託	49,723,168		49,723,168	教育委員会事務局 指導部学校指導課	株式会社ベネッセコーポレーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
038	令和6年4月1日	令和6年度 京都市小中一貫学習支援プログラム	予定 総額	166,316,400	166,316,400	教育委員会事務局 指導部学校指導課	東京書籍株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
039	令和6年5月1日	「華道体験活動事業」に係る業務の実施	19,600,000		19,600,000	教育委員会事務局 指導部学校指導課	京都いけばな協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和6年7月22日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（算数・下巻）	7,035,600		7,035,600	教育委員会事務局 指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
041	令和6年7月22日	(契約)小学校用教員用指導書の購入について（図工・下巻）	17,859,600		17,859,600	教育委員会事務局 指導部学校指導課	京都府教科書図書販売株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
042	令和6年4月1日	京都市立市原野小学校給食調理業務委託	45,441,000		45,441,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
043	令和6年4月1日	京都市立桂坂小学校給食調理業務委託	70,092,000		70,092,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
044	令和6年4月1日	京都市立羽東師小学校給食調理業務委託	74,910,000		74,910,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
045	令和6年4月1日	京都市立吉祥院小学校給食調理業務委託	71,547,300		71,547,300	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
046	令和6年4月1日	京都市立明德小学校給食調理業務委託	77,128,590		77,128,590	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
047	令和6年4月1日	京都市立修学院小学校給食調理業務委託	85,060,800		85,060,800	教育委員会事務局 体育健康教育室	イトランド株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
048	令和6年4月1日	京都市立大原小中学校給食調理業務委託	52,800,000		52,800,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
049	令和6年4月1日	京都市立広沢小学校給食調理業務委託	66,000,000		66,000,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
050	令和6年4月1日	京都市立大枝小学校給食調理業務委託	53,306,000		53,306,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
051	令和6年4月1日	京都市立向島秀蓮小中学校給食調理業務委託	100,342,000		100,342,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
052	令和6年4月1日	京都市立池田東小学校給食調理業務委託	48,554,000		48,554,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
053	令和6年4月1日	京都市立醍醐西小学校給食調理業務委託	44,407,000		44,407,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	ハーベストネクスト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
054	令和6年4月22日	(仮称)京都市学校給食センターPFIアドバイザー業務等	58,538,435		58,538,435	教育委員会事務局 体育健康教育室	(仮称)京都市学校給食センターPFIアドバイザー業務等に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
055	令和6年4月1日	令和6年度学校給食業務に係る委託	13,950,000		13,950,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	公益財団法人京都市学校給食協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
056	令和6年4月1日	京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第1ブロック）	予定総額 179,777,163		179,777,163	教育委員会事務局 体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
057	令和6年4月1日	京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第2ブロック）	予定総額 166,720,708		166,720,708	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
058	令和6年4月1日	京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）	予定総額 218,885,251		218,885,251	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
059	令和6年4月1日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）	121,000,000		121,000,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
060	令和6年4月1日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）	88,500,000		88,500,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
061	令和5年4月1日	京都市立高等学校定時給食調理等業務委託	予定総額 24,298,780	①24,591,380	25,662,935	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社不二家商事	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
062	令和6年4月1日	[単備契約]電力の供給について（京都市教育相談総合センター）	予定総額 8,147,839		8,147,839	教育委員会事務局 指導部生徒指導課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
063	令和6年4月1日	電力の供給（京都市生涯学習総合センター）	予定総額 13,023,000		13,023,000	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
064	令和6年4月1日	(単備契約)電力の供給（総合教育センター）	予定総額 9,000,000		9,000,000	教育委員会事務局 総合教育センター 研修課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
065	令和6年4月1日	電力の供給（京都市野外活動施設花背山の家）	予定総額 16,216,338		16,216,338	教育委員会事務局 花背山の家事業課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市総合教育センター 新研修・学習ポータルサイト保守運用業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総合教育センター研修課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2-5-7  
アライドテレシス株式会社 関西中四国営業本部
- 6 契約金額（税込み）  
13,860,000円
- 7 契約内容
  - (1) クラウドサービス運用保守
  - (2) CMS環境運用保守および技術サポート
  - (3) 動画配信サービス技術サポート
  - (4) 年次バージョンアップ作業
  - (5) 報告業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務の履行にあたっては、京都市総合教育センターの業務に支障をきたすことがないよう、迅速かつ適切に対応することが求められる。そのためには、新研修・学習ポータルサイトを構築した際の仕様の細部にわたって的確に把握することが必要不可欠である。また、同サイト構築時に設定作業を行った業者以外に業務委託を行う場合、業務遂行に必要な情報を把握するために相当の期間や負担が生じる可能性がある。

上述の理由から、他業者では業務遂行が困難なため、上記委託先を相手方として随意契約を締結することとする。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（19版）
- 2 担当所属名  
教育委員会生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日  
令和6年6月3日
- 4 履行期間  
令和6年6月3日から令和6年6月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地  
京都新聞企画事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
6,137,560円
- 7 契約内容  
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（19版）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
時価（出版価格の場合）（税抜価格926円）に比して著しく有利な価格（税抜価格520円）で契約を締結することができるため
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市立学校（園）の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託（環境衛生）

### 2 担当所属名

教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区東大路通五条上る梅林町563  
京都市学校薬剤師会

### 6 契約金額（税込み）

10,676,000円

### 7 契約内容

京都市立学校・幼稚園における学校保健安全法第5条及び第6条、同法施行規則第1条に規定された飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量、教室等の空気検査を実施すること。飲料水については、給水設備ごとに検査を実施する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学校保健安全法第23条第2項により、学校には学校薬剤師を置くことが規定されている。同法施行規則第24条は、学校薬剤師の職務執行の準則として、学校における環境衛生検査に従事し、学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導や助言を行うこと等を規定している。

京都市立学校・幼稚園の学校薬剤師により構成される京都市学校薬剤師会は、こうした日常の職務により京都市立学校・幼稚園の環境衛生状態を熟知している唯一の団体であり、また、学校内の環境衛生は、児童生徒園児の感染症等と直結するため、学校幼稚園の環境衛生を熟知した相手方と緊密な連携をとりながら行う必要があるため、同団体と契約する。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立幼稚園・学校 園児・児童・生徒検尿検査（南区・左京区・東山区・山科区・伏見区）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区羽束師古川町328番地  
株式会社保健科学西日本
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）26,026,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく検尿検査を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
応札者なしのため入札不調となったが、令和6年4月から児童生徒等の健康診断（尿検査）の開始が必要であり、再度入札を行う時間的余裕がないことから、緊急に委託する日必要があるため、複数社に実施可否を確認したところ、当該業者1社のみ受託可能であったため、随意契約を締結する。  
なお価格については交渉のうえ適正であることを確認している。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区西ノ京東柵尾町6  
一般社団法人京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）39,597,481円
- 7 契約内容  
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく心臓検診を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
小学校から高等学校の時期は、身体の成長発達に著しい変化の見られる時期であり、運動の量と質の急激な変化が心臓への負担に影響があると言われている。このため、児童・生徒の突然死を未然に防止するため心臓検診を実施しているが、検診の検査情報を速やかに一括管理・処理するとともに、心臓疾患児童・生徒の管理指導について、本人、保護者、学校関係者、学校医及び主治医との連携を密に図ることが重要である。一般社団法人京都府医師会は、こうした対応ができる唯一の機関であるため、同機関と契約を締結する。  
なお、価格については交渉のうえ適正であることを確認済み。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室学校保健担当
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有濟小学校内  
京都市学校保健会
- 6 契約金額（税込み）  
6,784,000円
- 7 契約内容  
本市の学校保健の充実を図るため、学校保健関係者の研修及び学校保健に関する調査・研究等の事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業の実施にあたっては、本市の学校保健についての十分な理解と、京都市立学校及び学校保健関係者と連携を図ることが不可欠である。  
京都市学校保健会は、昭和40年1月に本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする学校保健関係者によって設立され、以来、学校保健の充実・発展に関する各種事業や活動を実施するとともに、学校現場に対して専門的な立場から指針を示すなど、本市の学校保健の充実・発展に実績があり、市立学校及び学校保健関係者と連携を図りながら事業を実施できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局花背山の家事業課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区花脊別所町399  
株式会社花背山の家協会
- 6 契約金額（税込み）  
37,239,204円
- 7 契約内容  
京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務に関する委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
野外活動施設花背山の家は、その建設に当たり市会の付帯決議（昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議）を受けており、その趣旨（過疎対策・雇用創設）が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
清掃・宿直等業務を受託し得る団体のうち、主たる構成員が地元出身者である株式会社花背山の家協会が、市会の付帯決議を満たす唯一の団体であるため。
- 11 その他  
＜参考＞昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議  
野外教育センター「山の家」の建設調査にあたっては、京都市域内で過疎対策の効果をも合わせ得られる場所を選び、自然に楽しめる市内北部に建設するよう努力すべきである。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局青少年科学センター
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）18,868,437円
- 7 契約内容  
電力の供給（高圧）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札参加意思を示す事業者がおらず、他事業者では業務遂行が困難なため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
都市ガスの供給
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局青少年科学センター
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府中央区平野町4丁目1番2号  
大阪瓦斯株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）12,486,946円
- 7 契約内容  
都市ガスの供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
競争入札に付したが、入札者がいなかったため、唯一契約可能であった大阪瓦斯株式会社の通常メニューで契約した。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号前段  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市岩倉図書館整備工事 ただし、空調設備改修工事
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日  
令和6年9月13日
- 4 履行期間  
令和6年9月14日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府寝屋川市宇谷町11番13号  
新晃アトモス株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）  
7,040,000円
- 7 契約内容  
岩倉図書館の空調機器修繕
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
今回の改修は、空調設備の一つであるエアハンドリングユニットを改修するものであり、当該設備は製造者独自の技術を用いた仕様となっていることから、改修に当たっては、既設機器との互換性を保証しつつ、当該設備部分の改修のみを進める必要がある。  
そのため、他の製造者による修繕が困難であるだけでなく、当該機器の改修の不備が重大な故障を招く恐れがあることから、既設設備の製造者に委託しなければ改修の目的を達成できないため、既設の主製造者である新晃アトモス株式会社大阪支社と「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」により随意契約を締結するものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

No.	内 容 明 細	数 量	単 位	単 価	金 額
	ファンランナ 350DC	1	台		150,000
	モータ(長軸型) 7.5kw/4P/200V	1	台		420,000
	気化式加湿器	1	式		300,000
	加湿器架台補修材	1	式		56,000
	インバータ 7.5kw/200V	1	台		142,000
	動力制御盤 *センサ・コントローラ込	1	式		1,200,000
	Wコイル WT54411×950-HF	1	台		1,100,000
	Wコイル WT54211×950-HF	1	台		900,000
	電動2方弁 SM640	2	台	360,000	720,000
	消耗雑品	1	式		72,000
	小計				5,060,000
	整備作業費	1	式		1,000,000
	1. ファンランナ交換				
	2. モータ(長軸型)交換				
	3. 気化式加湿器交換				
	4. 加湿器架台補修				
	5. インバータ交換				
	6. 動力制御盤交換				
	7. コイル交換 *2台				
	8. 電動2方弁交換 *2個				
	小計				1,000,000
	出張交通費	1	式		200,000
	小計				200,000
	発生材運搬費	1	式		70,000
	発生材処分費	1	式		70,000
	小計				140,000
	合計				6,400,000
	消費税				640,000
	総合計				7,040,000



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

令和6年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託

### 2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2  
公益財団法人京都市生涯学習振興財団

### 6 契約金額（税込み）

1,568,930,000円

### 7 契約内容

京都市生涯学習総合センター（京都市生涯学習総合センター山科を含む。）、京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設の使用料等に係る公金の徴収事務

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する施設として、昭和56年に京都市社会教育総合センター（現在の京都市生涯学習総合センター、愛称「京都アスニー」。）及び中央図書館を開館した。

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）は、この両施設において、産学官の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。

財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、千玄室氏（初代の財団理事長、現在の京都市生涯学習総合センター所長）を呼びかけ人代表として、京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」（現在の「京都市教育振興基金」）を創設しており、以後30年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化

研究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、140人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、40年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業は、当初の目的どおり、財団により、高水準の生涯学習事業を一層効率的に推進していく考えであり、随意契約により委託するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

醍醐中央図書館管理委託

### 2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都港区芝2丁目6番1号  
株式会社長谷工コミュニティ

### 6 契約金額（税込み）

5,152,620円

### 7 契約内容

醍醐中央図書館の設備等管理委託

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

パセオ・ダイゴロー西館は、民間の各種専門店の店舗がある商業施設をはじめ、体育館、図書館、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、シルバー人材センター、児童館、郵便局など様々な公共施設を併せ持った他に例のない複合施設であり、株式会社長谷工コミュニティが建物を建設した。

建物は、当初から設備管理、防火管理、セキュリティ等西館全体を一括集中管理する「防災センター」の設置を前提に建設されており、個々の施設に単独で管理する設備を備えていないため、閉館後（施錠・機械警備への切換後）の清掃業務や設備保守、緊急時による出入等はその都度防災センターの警備と密接に連動する。

上記のことを踏まえ、建物・設備等に熟知していることなどから、建物の大部分を占める共用部等については、京都醍醐センター株式会社が株式会社長谷工コミュニティと「防災センター」における設備・警備・清掃管理を一括で委託しており、図書館についても単体では専有部分の管理ができないため、防災センターの管理を委託されている株式会社長谷工コミュニティと設備管理・清掃業務の委託契約を結ぶものとする。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）  
19,600,000円
- 7 契約内容
  - ・京都市立京都京北小中学校の登下校のためのスクールバス運行管理業務
  - ・同校の校外学習及びクラブ活動等における運行
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、地域交通機関である京北ふるさとバスを運行している。スクールバスと京北ふるさとバスは一体的に運行しており、当該法人が唯一の委託先である。
- 9 根拠法令
  - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
  - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市就学援助システムの標準準拠システム構築に伴う次期システムへのデータ移行支援業務  
(令和6年度データ抽出作業)

### 2 担当所属名

教育委員会事務局総務部調査課

### 3 契約締結日

令和6年5月20日

### 4 履行期間

令和6年5月20日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区西九条東御幸田町25-2  
ワールドビジネスセンター株式会社

### 6 契約金額(税込み)

5,720,000円

### 7 契約内容

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、政令で定める標準化対象事務の処理に係る情報システムについては、国が定める標準化基準に適合する情報システム(以下「標準準拠システム」という。)を利用することが地方自治体に義務付けられた。

標準準拠システムの円滑な稼働のためには、現行システムで保有している各種データを抽出し、標準準拠システムへ移行する作業を行う必要があることから、当該移行作業のための支援業務を委託するもの。

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

現行の就学援助システムが保有する各種データを抽出し、標準準拠システムへ移行するための支援業務については、現行の就学援助システムを提供する事業者である「ワールドビジネスセンター株式会社」でなければ履行ができないため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（各課単価契約）京都市立学校・園等産業廃棄物及び大型一般廃棄物等収集運搬 ただし西京区
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月26日
- 4 履行期間  
契約の日の翌日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区羽束師古川町243番地  
テックス・カンポ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）5,695,140円
- 7 契約内容  
学校園等から排出される産業廃棄物及び大型一般廃棄物の収集運搬業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
令和6年度の契約決定業者から令和6年4月2日に契約解除願が提出されたため、緊急に業者を選定する必要があったため。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
当初入札参加業者へ見積書を依頼したところ2者から見積書提出があり、価格比較のうえ決定した。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度教育基盤システム等運用業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
86,103,600円
- 7 契約内容  
教育基盤システム等の運用管理業務について業務委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市教育委員会で使用する教育基盤システム及び二要素認証システムは、極めて高度な技術により設計・構築されており、両システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠である。このため、両システムの開発ベンダである日本電気株式会社を委託先として随意契約するものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原三丁目4番30号  
S k y 株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
64,800,000円
- 7 契約内容  
L T E データ通信回線サービス提供業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
LTE通信環境の提供にあたっては、端末にSIMカードを挿入し、設定等を施す必要があるが、令和2年度の契約時点において、既にSIMカードの挿入、設定等を端末に施している状況にあり、既存SIMカード等の流用が可能な状況にある。  
流用にあたっては、令和2年度に契約した相手方を引き続き契約先とする必要があることから、Sky株式会社を相手方として選定したものである。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市学習eポータルアカウント運用業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市中央区本町2丁目5番7号 メットライフ本町スクエア3階  
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
16,390,000円
- 7 契約内容  
京都市学習eポータルアカウント運用業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務はGIGAスクール構想の推進に伴い、新たなシステムに係る運用を光京都ネットシステム運用業務に追加する契約であり、両業務と一体的に管理する必要がある。両業務の一体的な管理及び運用が可能なのは、現行の運用業務の契約受託者であるアライドテレシス株式会社のみであることから、当該事業者を相手方として選定する必要があったため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアム  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
代表者 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
83,970,612円
- 7 契約内容  
学習系ネットワークからのインターネットへのアクセス方法をローカルブレイクアウト方式（学校から直接インターネットにアクセスする）とするもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
ローカルブレイクアウトの実施に当たり適切な通信サービスが提供され、かつデータセンター集約方式による通信を行う事務系ネットワーク回線等との適切な連携が引き続き図られる必要があり、当該サービスの提供を行うことができるのは西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアムのみであるため、随意契約を締結している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604  
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
21,489,600円
- 7 契約内容  
京都市教育委員会データセンターの運用に必要な施設及び設備の賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市教育委員会の情報システムが京都市データセンターで運用する情報システムとローカルエリアネットワークにより接続するため、同データセンターと同じ施設内に京都市教育委員会データセンターを設置する必要があり、当該施設を提供するのが西日本電信電話株式会社京都支店であるため同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
教職員庶務事務システム令和6年度税制改正（定額減税）に係るシステム改修
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
教職員人給庶務事務システム令和6年度税制改正に係るシステム改修業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
31,734,670円
- 7 契約内容  
令和6年度税制改正（定額減税）実施に対応するためのシステム改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - (1) 教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は、平成29年4月から教育委員会学校事務支援室、教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり、本システムの導入に当たっては、競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
  - (2) 本件委託業務の主な内容は、既に提供を受け稼働している本システムに対し設定変更及び機能変更を行うものである。
  - (3) 本システムに障害が発生した際には、プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが、これらの作業は各業務システム（給与・庶務）全体に多大な影響があるため、各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
  - (4) 京都市データセンターに、システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し、既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが、本システムを構成する各業務システム（人事、給与、庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理、ソフトウェア製品の構成管理において、日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと、本システムの設定情報などについても熟知している必要があり、同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
教職員人給庶務事務システム児童手当連携機能追加に係る改修
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日  
令和6年7月10日
- 4 履行期間  
令和6年7月10日から令和6年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
教職員人給庶務事務システム児童手当連携機能追加に係る改修業務コンソーシアム  
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング  
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
5,211,800円
- 7 契約内容  
児童手当法改正（令和6年10月）に対応するためのシステム改修
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
  - （1）教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は、平成29年4月から教育委員会学校事務支援室、教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり、本システムの導入に当たっては、競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
  - （2）本件委託業務の主な内容は、既に提供を受け稼働している本システムに対し設定変更及び機能変更を行うものである。
  - （3）本システムに障害が発生した際には、プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが、これらの作業は各業務システム（給与・庶務）全体に多大な影響があるため、各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
  - （4）京都市データセンターに、システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し、既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが、本システムを構成する各業務システム（人事、給与、庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理、ソフトウェア製品の構成管理において、日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと、本システムの設定情報などについても熟知している必要があり、同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。



9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立西総合支援学校施設整備工事設計業務委託ただし、設計意図伝達等業務委託

### 2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

### 3 契約締結日

令和6年4月10日

### 4 履行期間

令和6年4月11日から令和6年10月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市左京区田中大堰町182番地  
株式会社内藤建築事務所

### 6 契約金額（税込み）

5,830,000円

### 7 契約内容

工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を、建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行うこと及び、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行うなど、意図伝達業務を主とする設計業務委託である。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件については、上記意図伝達業務を主とする設計業務委託であり、契約の履行に当たっては、本工事に精通していることはもちろんのこと、設計業務の受託者に対し、設計意図伝達業務を委託することが欠かせない。

意図伝達とは、「工事施工段階において、設計者が設計意図を正確に伝えるため、成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う（平成31年国交省告示第98号）」業務とされており、設計者のみが受注できる業務であるため。

### 9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立西京高等学校整備工事 ただし、昇降機設備改修（その２）工事
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和６年４月１６日
- 4 履行期間  
令和６年４月１７日から令和６年９月３０日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区上鳥羽大物町２８番地  
日本オーチス・エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
７８，７６０，０００円
- 7 契約内容  
京都市立西京高等学校のＡ棟昇降機（１号機及び２号機）の更新工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本工事は、京都市立西京高等学校のＡ棟昇降機（１号機及び２号機）の更新工事である。  
令和６年１月に１号機に閉じ込め事故が発生し、令和６年５月には３号機に異常停止が繰り返された。なお、１号機は数年前より不具合が生じており、主製造業者から早期の部品供給が得られず、保守業者とも協議のうえ、１号機・３号機ともに安全な運用が保証できないと判断し、それぞれ不具合発生以降の使用を停止した。  
１号機・３号機と同時に設置された２号機にも同様の不具合が発生する危険性があったものの、地下１階、地上７階建ての建物において生徒８２３名及び教職員８８名が学校生活を送り、とりわけ車椅子の教職員も在籍していることから、昇降機の継続使用は必須であり、１号機・３号機の使用停止後は２号機１基のみの運用を続けつつ、３基の昇降機のうち最も廉価且つ最短で実施可能な３号機の復旧を緊急で実施した。（日本オーチス・エレベータ株式会社と「地方自治法施行令第１６条の２第１項第５号」に基づき随意契約（緊急随契）を締結。）  
同校においては通常の教育活動に加えて、同時に数百名が来校する学校説明会や入学者選抜等が行われており、ほぼ１年間を通じて２号機１基のみの運用を行った令和５年度は教育活動や行事の運営において、「高校及び附属中学校の学校説明会時に７階まで階段での移動」「授業・行事の開始予定時刻が遅れる」「数百名が１箇所の階段で一斉に移動する危険な状態となった」等の支障が生じる事態となっている。  
１号機と２号機は主たる装置が直接連動しており、現在、２号機にも異音が生じるなど動作が不

安定となっているため、3号機の復旧に続いて、使用停止が続いている1号機及び不具合の兆候が見られる2号機について、常時の稼働状態を維持しなければ、学校運営に著しい支障が生じる恐れがある。現在、昇降機業界において、大阪・関西万博に伴う建設受注のひっ迫や技術者不足による受注制限の動きが広がっている中、改めて1号機・2号機の更新工事について、都市計画局で定めている製造者メーカー9社に工事可能か打診したところ、日本オーチス・エレベータ株式会社のみ見積書の提出があり、令和6年度に更新工事を実施できるとの回答を得たことから、「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

設 計	令和6年3月	工 期	契約の日の翌日から令和6年9月30日まで												
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">工 事 設 計 書</td></tr></table>				工 事 設 計 書											
工 事 設 計 書															
工事場所 京都市中京区西ノ京東中合町1番地															
工事名 京都市立西京高等学校整備工事															
ただし、昇降機設備改修(その2)工事															
<table border="1"><thead><tr><th></th><th colspan="2">設 計 金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>工 事 費</td><td>78,804,000</td><td>円</td></tr><tr><td>工 事 価 格</td><td>71,640,000</td><td>円</td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税相当額</td><td>7,164,000</td><td>円</td></tr></tbody></table>					設 計 金 額		工 事 費	78,804,000	円	工 事 価 格	71,640,000	円	消費税及び地方消費税相当額	7,164,000	円
	設 計 金 額														
工 事 費	78,804,000	円													
工 事 価 格	71,640,000	円													
消費税及び地方消費税相当額	7,164,000	円													
※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします															

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

積算基準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

工事設計書（ 計画概要 ）

本工事は「京都市立西京高等学校整備工事 ただし、昇降機設備改修（その2）工事」である。

工事概要

- |   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 昇降機設備工事            |    |
|   | 既設昇降機の更新工事         | 一式 |
| 2 | 撤去工事               |    |
|   | 上記工事に伴う撤去工事及び発生材処理 | 一式 |

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	53,973,000	
計			53,973,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	1,545,206	
現場管理費	1	式	7,113,723	
一般管理費等	1	式	9,008,071	
計			17,667,000	
工事価格	1	式	71,640,000	
消費税等相当額	1	式	7,164,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	78,804,000	



名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
昇降機設備工事	1	式	53,973,000	
計			53,973,000	

昇降機設備工事				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
エレベーター設備	1	式	53,493,000	
発生材処理	1	式	480,000	
計			53,973,000	

昇降機設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
エレベーター設備	1号機	1	式	28,931,000	
エレベーター設備	2号機	1	式	24,562,000	
計				53,493,000	
発生材処理	発生材処分	1	式	320,000	
発生材処理	発生材運搬	1	式	160,000	
計				480,000	

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校洋式トイレ整備に係る現況調査業務委託
- 2 担当所属名  
京都市教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年8月20日
- 4 履行期間  
令和6年8月20日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区東鋸屋町189  
株式会社綜企画設計 京都支店
- 6 契約金額（税込み）  
48,070,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校の洋式トイレ整備に係る現地調査業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務については、短期間で調査を進めるための効率性や、和便器の改修手法の検討・整理についての専門性が求められ、主として価格以外の要素（業務の実施体制、実施方針、技術的な提案内容 等）における競争によって、契約の相手方を選定する必要があり、プロポーザル審査を実施した。審査の結果、当該事業者が最優秀提案者として選定されたため、「京都市物品等の調達に係る随意契約のガイドライン」2の(4)に基づき随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校空調設備整備PFI手法導入可能性調査及び実施支援業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年6月28日
- 4 履行期間  
令和6年6月28日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 四条烏丸F Tスクエア  
有限責任監査法人トーマツ
- 6 契約金額（税込み）  
9,900,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校空調設備整備にあたって、P F I手法導入可能性調査及び同調査の実施に係る支援業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、公募型簡易プロポーザルの書類審査により受託候補者を選定し、随意契約を行ったものである。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立洛北中学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年6月12日
- 4 履行期間  
令和6年6月13日から令和7年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区仁王門通川端東入新丸太町37番地の6  
株式会社三宅建築事務所
- 6 契約金額（税込み）  
14,388,000円
- 7 契約内容  
京都市立洛北中学校校舎等整備事業に係る基本計画策定業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため、公募型簡易プロポーザルによる随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う木材製造請負業務

### 2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和6年8月30日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京内畑町41番3

京都府木材協同組合連合会

### 6 契約金額（税込み）

26,956,600円

### 7 契約内容

小栗栖中学校区小中一貫教育校及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に用いる木材を製造する。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、過去契約で調達した木材の加工を行うものであり、製造する木材は、現在工事中の小栗栖中学校区小中一貫教育校建設工事及び西陵中学校区小中一貫教育校建設工事に用いるためのものである。そのため、所要の成果を求めるための必要な下記の条件すべてに合致する団体と契約する必要があった。

○本業務は過去契約で納品された木材を加工するものであるため、過去調達時に求めたJASよりも厳しい品質管理および発注経過を理解したうえで業務を行い、加工後においても、過去調達時に求めた品質を満たすことができる知識・能力を有していること。

○本業務は過去契約で納品された木材を加工するものであるため、本業務での木材加工後、工事で使用される際、木材自体に不具合が確認された場合にも、責任の所在を明確にできるような体制を有すること。

○現在進行中の工事に用いる資材の加工を行うものであるため、工事スケジュールに間に合うように迅速に納入することができる体制を有していること。

これらすべての条件を満たしている団体は本業務請負業者のみであり、他に合致する事業者はないため随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校の校舎長寿命化事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年4月18日
- 4 履行期間  
令和6年4月19日から令和7年2月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地11 御池KSビル  
株式会社コム・キューブ
- 6 契約金額（税込み）  
45,540,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校の校舎長寿命化事業に係る基本計画策定業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要がある、契約の目的である基本計画策定業務をより効果的・効率的に達成するため、主として価格以外の要素における競争により相手方を選定する必要があることから、競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型簡易プロポーザル方式の書類審査により、株式会社コム・キューブが業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立嵯峨野小学校整備工事 ただし、北校舎等長寿命化事業空調衛生設備改修工事
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年6月18日
- 4 履行期間  
令和6年6月19日から令和7年3月17日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区壬生相合町71番地  
三和管工株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
76,118,900円
- 7 契約内容  
京都市立嵯峨野小学校整備工事 ただし、北校舎等長寿命化事業空調衛生設備改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務については、一般競争入札により請負業者を募集し令和6年5月31日に開札したところ、応札者がなかったため不成立となったため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」随意契約を行うことができる場合の基準4により、複数の契約の相手方の候補者の見積価格を比較し、可能な限り低廉な見積価格を得られるよう価格交渉したうえで、競争入札における予定価格の制限の範囲内であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結するものである。
- 11 その他

# 工事概要書

年度 令和 6年度  
 契約番号 192  
 件名 京都市立嵯峨野小学校整備工事 /  
 ただし、北校舎等長寿命化事業空調衛生設備改修工事  
 場 京都市右京区嵯峨野千代ノ道町5-3番地  
 工期 契約の日の翌日から令和7年9月17日まで  
 中 業 課 ( 所 ) 名 教育委員会事務局 教育環境整備室

別紙計画概要のとおり

老朽化が進んだ校舎等を全面的に改修し、長寿命化を図るため。

施行理由

		設 計 額
工 事 費		82,357,000 円 /
内 訳	工 事 価 格	74,870,000 円 /
	消費税相当額	7,487,000 円 /
支 給 品 費		0 円

## 工事設計書（計画概要）

本工事は「京都市立嵯峨野小学校整備工事 ただし、北校舎等長寿命化事業空調衛生設備改修工事」である。

## 工事概要

## 1 北校舎

- |              |            |              |
|--------------|------------|--------------|
| (1) 空気調和設備工事 | (2) 換気設備工事 | (3) 衛生器具設備工事 |
| (4) 給水設備工事   | (5) 排水設備工事 | (6) 給湯設備工事   |
| (7) 消火設備工事   | (8) ガス設備工事 | (9) 撤去工事     |

## 2 給食室棟

- (1) 撤去工事

## 2 受水槽

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) 給水設備工事 | (2) 撤去工事 |
|------------|----------|

## 3 外構

- |            |            |            |
|------------|------------|------------|
| (1) 給水設備工事 | (2) 排水設備工事 | (3) 消火設備工事 |
| (4) 撤去工事   |            |            |

## 4 発生材処理

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式	52,142,273	
計			52,142,273	
共通費				
共通設備費	1	式	2,268,959	
現場管理費	1	式	10,954,175	
一般管理費等	1	式	9,504,588	
計			22,727,722	
工事価格	1	式	74,870,000	
消費税等相当額	1	式	7,487,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	82,357,000	

















## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立白河総合支援学校校舎等長寿命化改修工事設計業務委託  
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年7月18日
- 4 履行期間  
令和6年7月19日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区室町通松原下元両替町254番地  
株式会社中村設計
- 6 契約金額（税込み）  
48,400,000円
- 7 契約内容  
京都市立白河総合支援学校の校舎長寿命化工事に係る基本設計・実施設計業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務については、一般競争入札により請負業者を募集し令和6年6月26日に開札したところ、応札者がなかったため不成立となった。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」随意契約を行うことができる場合の基準4により、京都市競争入札参加資格者名簿（建築設計）に登録されているA等級全事業者に連絡し、見積合せへの参加意向を調査した結果、1社から見積提出があり、競争入札における予定価格の制限の範囲内であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約により契約を締結するものである。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和6年4月4日  
(変更後) 令和6年8月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月5日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市東山区今熊野池田町35-23番  
株式会社林建築設計事務所
- 6 契約金額(税込み)  
(当初) 11,000,000円  
(変更後) 20,900,000円
- 7 契約内容  
京都市立学校の体育館防災機能強化等整備事業に係る基本計画策定業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本業務は、各業者におけるこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について総合的に判断する必要があるとあり、契約の目的である基本計画策定業務をより効果的・効率的に達成するため、主として価格以外の要素における競争により相手方を選定する必要があることから、競争入札に適しないため。  
また、対象の体育館の一部が土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)にあることから、当該業務の中で、既存建築物及び増築棟の外壁等が土砂災害により想定される衝撃が作用しても耐えうる構造方法や塀の設置などの対策について検討をした。その結果、崖の附近の建築制限を受けするため、付属棟を体育館近くに増築するには、擁壁の設置が必要であることが判明したことから、レッドゾーン外にある運動場へ移築する計画についても、追加で検討を行う必要が生じた。併せて、レッドゾーン内にある校舎についても必要な部屋・設備を整理して移築等を行い、より安心・安全な教育環境を整備する計画も追加検討する。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治

法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

書類審査による評価の合計点が最上位であり、受託者として最適であると判断されたため。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市立京都御池中学校・複合施設）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局教育環境整備室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）18,767,469円
- 7 契約内容  
本契約は、京都市立京都御池中学校・複合施設において、電力の供給を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
電力入札により請負業者を募集したが、応札者がおらず、不成立となったため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
電力入札に付したが応札者がいなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドラインの規定に基づき、関西電力と随意契約により契約を締結するものである。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立西京高等学校整備工事 ただし、昇降機設備改修（その1）工事

### 2 担当所属名

教育委員会事務局教育環境整備室

### 3 契約締結日

令和5年8月8日

### 4 履行期間

令和5年8月9日から令和6年3月29日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽大物町28番地  
日本オーチス・エレベータ株式会社

### 6 契約金額（税込み）

37,290,000円

### 7 契約内容

京都市立西京高等学校のA棟昇降機（3号機）の更新工事

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本工事は、京都市立西京高等学校のA棟昇降機（3号機）の更新工事である。

当該高等学校のA棟は、地下1階から7階建てであり、1号機及び2号機、3号機の昇降機が設置されている。既存の昇降機のうち、1号機は閉じ込め事故が発生し、3号機についても昇降機が停止するなどの不具合が起きており、現在、1号機及び3号機の昇降機の使用を停止している。2号機は使用しているが、2号機の主たる装置は1号機と連動しており、不具合により停止している1号機と同様の事象が発生する可能性がある状態である。

当該高等学校が、7階建てであること、また、車椅子の教職員がいることから、昇降機の故障は学校運営に多大な支障を与え、早急な応急処置が求められる。以上のことから、3台の昇降機の内、廉価且つ最短で実施可能と考えられる3号機について、緊急の復旧工事を行う。

更新工事にあたり、主製造業者に工期の確認をしたところ、発注を受けてから部品製作するため、部品納期に300日、作業日数に30日かかるため、令和5年度内の実施は困難であるとの回答であり、他の製造業者5社に見積書提出を求めたところ、日本オーチス・エレベータ株式会社のみ見積書の提出があり、令和5年度に更新工事が実施できると回答を得た。

よって、昇降機を早期に更新するため日本オーチス・エレベータ株式会社と「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号」に基づき、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

設 計	令和5年7月	工 期	契約の日の翌日から令和6年3月29日まで												
<table border="1"><tr><td>工 事 設 計 書</td></tr></table>				工 事 設 計 書											
工 事 設 計 書															
<p>工事場所 <u>京都市中京区西ノ京東中合町1番地</u></p> <p>工事名 <u>京都市立西京高等学校整備工事</u></p> <p><u>ただし、昇降機設備改修(その1)工事</u></p>															
<table border="1"><thead><tr><th></th><th colspan="2">設 計 金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>工 事 費</td><td>39,655,000</td><td>円</td></tr><tr><td>工 事 価 格</td><td>36,050,000</td><td>円</td></tr><tr><td>消費税及び地方消費税相当額</td><td>3,605,000</td><td>円</td></tr></tbody></table>					設 計 金 額		工 事 費	39,655,000	円	工 事 価 格	36,050,000	円	消費税及び地方消費税相当額	3,605,000	円
	設 計 金 額														
工 事 費	39,655,000	円													
工 事 価 格	36,050,000	円													
消費税及び地方消費税相当額	3,605,000	円													
※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします															

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

積算基準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

工事設計書（ 計画概要 ）

本工事は「京都市立西京高等学校整備工事 ただし、昇降機設備改修（その1）工事」である。

工事概要

- |   |                    |    |
|---|--------------------|----|
| 1 | 昇降機設備工事            |    |
|   | 既設昇降機の更新工事         | 一式 |
| 2 | 撤去工事               |    |
|   | 上記工事に伴う撤去工事及び発生材処理 | 一式 |

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	26,028,600	
計			26,028,600	
共通費				
共通仮設費	1	式	944,203	
現場管理費	1	式	4,777,076	
一般管理費等	1	式	4,300,121	
計			10,021,400	
工事価格	1	式	36,050,000	
消費税等相当額	1	式	3,605,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	39,655,000	









## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
学校・保護者間連絡サービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和9年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号  
バイザー株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
36,511,200円
- 7 契約内容  
京都市立学校からのデータ配信機能や学校に在籍する児童生徒の保護者からの欠席連絡機能等の活用により、学校と保護者との間の連絡手段をデジタル化し、学校に在籍する教職員と保護者双方の利便性の向上及び負担の軽減を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、契約の目的や執行体制、履行方法等について、総合的に判断する必要があるため、競争入札に適しないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公募型プロポーザルによる契約の相手方の選定をすることとした。
- 9 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービス提供業務
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区麴町2-1 PMO半蔵門ビル2階  
株式会社シンプルエデュケーション
- 6 契約金額（税込み）  
8,019,000円
- 7 契約内容  
全中学校・義務教育学校（前期課程含む）・高等学校における、採点作業の効率化、学習履歴分析の促進を図り、教職員の負担を軽減し、働き方改革を推進するため、採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービスを導入するとともに、活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
価格面のみでなく、公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等について勘案する必要があり、総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
個別学習向けデジタルドリル等教育系クラウドサービス提供業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング  
株式会社ベネッセコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）  
49,723,168円
- 7 契約内容  
京都市立小・中・義務教育学校・総合支援学校の児童・生徒がデジタルドリル等を活用した学習を進め、本市における学びの充実と学力向上を図るため、教育系クラウドサービスを導入するとともに、その活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者の提案する教育系クラウドサービスの機能や、これまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要があるとあり、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度 京都市小中一貫学習支援プログラム
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4番10号  
東京書籍株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
166,316,400円
- 7 契約内容  
京都市立小学校・小中学校前期課程4～6年生及び京都市立中学校・小中学校後期課程1～3年生を対象に、確かな学力の定着・向上を図るため、学力検査や予習・復習教材を組み合わせた「京都市小中一貫学習支援プログラム」の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者のこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公募型プロポーザルにて業務実施体制やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
「華道体験活動事業」に係る業務の実施
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年5月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町152-1  
京都いけばな協会
- 6 契約金額（税込み）  
19,600,000円
- 7 契約内容  
伝統文化教育の一環として、生活文化に根付く伝統文化（華道）を体験することで、豊かな人間性を育むとともに、次代の「担い手」「支え手」の育成を図り、本市学校教育の取組を一層推進するために実施する事業について、委託を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、市立中学校全校において華道体験活動を実施するものであり、各学校への講師・スタッフ派遣等を継続的・安定的に行う必要があることから、市内の全華道流派が属する京都いけばな協会を委託予定先とするものである。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8と同様
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小学校用教員用指導書の購入について（算数・下巻）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年7月22日
- 4 履行期間  
令和6年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306  
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
7,035,600円
- 7 契約内容  
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
小学校用教員用指導書の購入について（図工・下巻）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日  
令和6年7月22日
- 4 履行期間  
令和6年8月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区中筋通夷川上ル鉾田町306  
京都府教科図書販売株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
17,859,600円
- 7 契約内容  
令和5年度の教科書採択に伴い、新たに使用する教科書に合わせて、京都市立小学校で使用する教員用指導書の購入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都府で唯一の教科書特約供給所であるため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立市原野小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原4-1-45 新大阪八千代ビル9F  
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
45,441,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立桂坂小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市西区南堀江1丁目12番19号  
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
70,092,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立羽東師小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原4-1-45 新大阪八千代ビル9F  
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
74,910,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立吉祥院小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原4-1-45 新大阪八千代ビル9F  
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
71,547,300円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立明德小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原4-1-45 新大阪八千代ビル9F  
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
77,128,590円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立修学院小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市淀川区宮原5-1-18 新大阪第27松屋ビル701  
イーランド株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
85,060,800円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立大原小中学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
52,800,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立広沢小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
66,000,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立大枝小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
53,306,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立向島秀蓮小中学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
100,342,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立池田東小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
48,554,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立醍醐西小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地  
ハーベストネクスト株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
44,407,000円
- 7 契約内容  
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
（仮称）京都市学校給食センターPFIアドバイザー業務等
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月22日
- 4 履行期間  
令和6年4月22日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
（仮称）京都市学校給食センターPFIアドバイザー業務等に関するコンソーシアム  
東京都中央区日本橋2丁目1-17 丹生ビル2階  
代表者 株式会社アトラスワークス
- 6 契約金額（税込み）  
58,538,435円
- 7 契約内容  
PFI手法による学校給食センターの設計・建設・運営を担う事業者の公募・選定・契約を行うにあたり、業務上必要な金融、法務及び技術面における支援並びに必要な調査・検討及び資料作成等の支援を受ける。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本業務は、業務の取組方針や具体的な取組内容、実施体制等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公募型プロポーザルによる契約の相手方の選定をすることとした。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本業務に係る受注候補者の選定等について、本市HPにて公募型プロポーザルとして広く募集を行ったところ、1事業者から応募及び提案があった。選定組織において応募事業者から提出された受託提案書の内容を評価基準に基づき審査した結果、業務を適切に遂行する能力があったため、上記事業者が本業務の受託者として最適であると判断し、受注候補者として選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
令和6年度学校給食業務に係る委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市右京区西京極宮ノ東町7の2  
公益財団法人京都市学校給食協会
- 6 契約金額（税込み）  
13,950,000円
- 7 契約内容  
学校給食事業  
(1) 学校給食用副食物資の調達、斡旋  
(2) 学校給食用副食物資に係る食品管理衛生  
(3) 学校給食の奨励に必要な事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益財団法人京都市学校給食協会は、京都市立小学校の学校給食事業の運営を目的とした財団法人であり、1日約66,000食の小学校給食用副食物資の調達、斡旋が行える物資倉庫、保冷庫等の施設・設備を有し、学校ごとに必要数量を計算し円滑に配送できる。  
また、入札により、新鮮・衛生的・安全な学校給食用物資を安価で一括購入し、物資の検収等、食品を厳格に衛生管理できる体制を有するのは当協会のみのため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺向畑町8  
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）179,177,763円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第2ブロック）

### 2 担当所属名

教育委員会事務局体育健康教育室

### 3 契約締結日

令和6年4月1日

### 4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ

### 6 契約金額（税込み）

（予定総額）166,720,708円

### 7 契約内容

京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託

### 8 随意契約の理由

中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。

そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。

このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令

第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）218,885,251円
- 7 契約内容  
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他  
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区一乗寺向畑町8  
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
121,000,000円
- 7 契約内容  
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区西九条西柳ノ内町2  
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）  
88,500,000円
- 7 契約内容  
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由  
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。  
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。  
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。  
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市立高等学校定時制給食調理等業務委託
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日  
(当初) 令和5年4月1日  
(変更①) 令和5年4月1日  
(変更後) 令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区桂上野東町129番地  
株式会社不二家商事
- 6 契約金額(税込み)  
(当初)(予定総額) 24,298,780円  
(変更①)(予定総額) 24,591,380円  
(変更後)(予定総額) 25,662,935円
- 7 契約内容  
京都市立高等学校夜間定時制給食調理等業務委託
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)  
本市定時制高等学校における食育の重要性について十分な理解が必要であるだけでなく、生徒の安心・安全な学びの場である学校で提供する学校給食においては、とりわけ食中毒等、衛生管理上の事故の発生があってはならないことから、事業者を価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集した。その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
[単価契約] 電力の供給について（京都市教育相談総合センター）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局指導部生徒指導課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）8,147,839円
- 7 契約内容  
電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札参加意思を示す事業者がおらず、他事業者では業務遂行が困難なため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市生涯学習総合センター）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,023,000円
- 7 契約内容  
京都市生涯学習総合センターへの電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札参加意思を示す事業者がおらず、他事業者では業務遂行が困難なため。
- 9 根拠法令  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（総合教育センター）
- 2 担当所属名  
教育委員会事務局総合教育センター研修課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）9,000,000円
- 7 契約内容  
電力の供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札参加意思を示す事業者がおらず、他事業者では業務遂行が困難なため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
電力の供給（京都市野外活動施設花背山の家）
- 2 担当所属名  
教育委員会花背山の家事業課
- 3 契約締結日  
令和6年4月1日
- 4 履行期間  
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）16,216,338円
- 7 契約内容  
電力の供給（京都市野外活動施設花背山の家）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
入札参加意思を示す事業者がおらず、他事業者では業務遂行が困難なため
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他